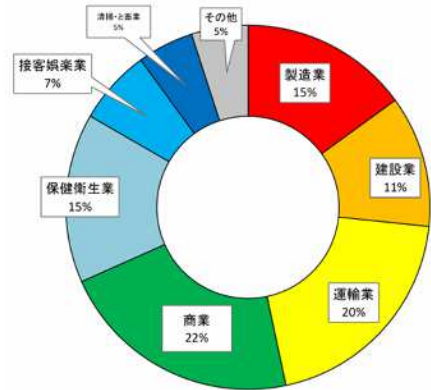


敦賀署通信（令和8年6月号）

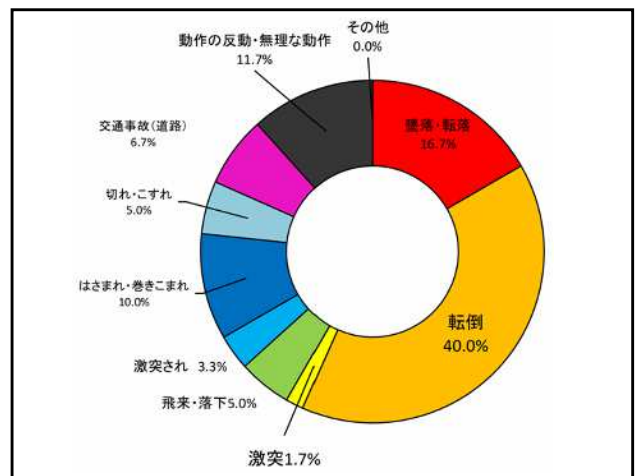
敦賀労働基準監督署管内の
令和8年速報（対前年同期比較）
令和8年6月末速報

業種	休業4日以上死傷災害				死亡災害		
	8年	7年	対前年増減	増減率(%)	8年	7年	対前年増減
全産業	60	47	13	27.7			
製造業	9	5	4	80.0			
食料品製造業	2	1	1	100.0			
繊維工業・繊維製品製造業	1	1	±0	—			
木材・木製品・家具等製造業	0	0	±0	—			
パルプ・紙・印刷・製本業	1	1	±0	—			
化学工業	1	1	±0	—			
窯業土石製品製造業	1	0	1	—			
鉄鋼・非鉄金属製造業	0	0	±0	—			
金属製品製造業	0	0	±0	—			
一般機械器具製造業	1	0	1	—			
電気機械器具製造業	0	0	±0	—			
輸送用機械等製造業	1	0	1	—			
電気・ガス・水道業	1	1	±0	—			
その他の製造業	0	0	±0	—			
鉱業	0	0	±0	—			
建設業	7	8	-1	-12.5			
土木工事業	2	3	-1	-33.3			
建築工事業	1	2	-1	-50.0			
木造家屋等建築工事業	0	0	±0	—			
その他の建設業	4	3	1	33.3			
運輸業	12	7	5	71.4			
鉄道等・道路旅客運送業	3	0	3	—			
道路貨物運送・陸上貨物取扱業	7	7	±0	—			
その他の運輸交通・運送運送業	2	0	2	—			
農林・畜産・水産業	0	4	-4	-100.0			
林業	0	2	-2	-100.0			
商業	13	4	9	225.0			
小売業	11	3	8	266.7			
金融・広告業	0	0	±0	—			
保健衛生業	9	7	2	28.6			
社会福祉施設	7	7	±0	—			
接客娯楽業	4	4	±0	—			
旅館業	1	1	±0	—			
飲食店	2	2	±0	—			
ゴルフ場の事業	0	1	-1	-100.0			
清掃・と畜業	3	2	1	50.0			
ビルメンテナンス業	2	2	±0	—			
その他	3	6	-3	-50.0			
警備業	1	3	-2	-66.7			

※ 休業4日以上死傷災害数は労働者死傷病報告による。死亡災害は死亡災害報告による。



令和8年 事故の型別 労働災害発生状況



敦賀署管内の労働災害発生状況について（令和8年6月末速報）

前年同期比で13件と大きく増加。特に、「商業」で最も多く発生しており、次いで「製造業」、「運輸業」の順で多く発生している。

事故の型別で見ると、全産業としては「転倒」災害が最も多く発生しており、全体の約4割を占める。次いで、「墜落・転落」、「動作の反動・無理な動作」災害の順で多く発生しており、「行動災害」の件数目立つ。特徴的なものとして、「製造業」では機械との「挟まれ・巻き込まれ」災害、「運送業」でトラック荷台からの「墜落・転落」災害、「第三次産業（商業、保健衛生業、接客娯楽業等）」で「行動災害」が多く発生している。

年齢別で見ると、労働災害の約半数が60歳以上、70%超が50歳以上の労働者が被災し、4日以上休業となっている。

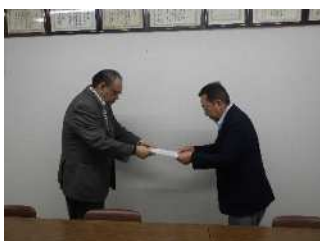
7月1日～7日は、
全国安全週間です！

今月のトピック

労働災害防止に向けて災害防止団体に要請を行いました！

令和7年に敦賀労働基準監督署管内（嶺南地域）で発生した労働災害発生状況において、建設業及び道路貨物運送業の「墜落・転落」による休業4日以上死傷災害は、いずれも全体の約半数を占めている状況であり、また、同災害による休業日数は、平均して1か月を超えており、災害が発生すると骨折などの大けがに直結し、休業も長期化している状況にあります。

この状況を踏まえ、敦賀労働基準監督署長（脇本 泰守）は、令和8年6月11日（木）に建設業労働災害防止協会（建災防）福井県支部嶺南分会、令和8年6月17日（水）に陸上貨物運送事業労働災害防止協会（陸災防）福井県支部に対して、それぞれ墜落災害の防止の徹底及び熱中症災害防止の推進に係る取組要請を行いました。



敦賀労働基準監督署長 脇本 泰守（左）
建災防福井県支部嶺南分会会長 畑 進一氏（右）



敦賀労働基準監督署長 脇本 泰守（左）
陸災防福井県支部事務局長 齊藤 誠一郎氏（右）



墜落・転落防止について

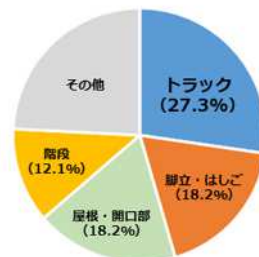
今回は、令和7年度の敦賀労働基準監督署管内の労働災害（休業4日以上死傷災害）で「転倒」に次いで多く発生している「**墜落・転落**」による労働災害について紹介します。

「墜落・転落」による労働災害は、全国統計でも2007年より約20年間にわたり、死亡災害の中でも最も多く発生しており、また、業種としても、建設業に限らず、移動はしごや脚立からの墜落、荷役作業に伴う墜落、会社の倉庫の2階部分からの墜落も発生しており、様々な業種や様々な作業内容で同災害が発生している状況です。

敦賀署管内の「墜落・転落」災害を起因物別で見ると、

「墜落・転落」災害の起因物別分類

- 1位 **トラック** (27.3%)
 2位 **脚立・はしご** (18.2%)、**屋根・開口部** (18.2%)
 3位 **階段** (12.1%)



墜落・転落災害は一度発生すると、重篤化に繋がりがやすい災害です。



の順で多く発生しており、これら1～3位までの起因物は**全体の約3/4**を占めている状況です。

トラック

トラックからの墜落・転落災害は、主にトラック荷台上で荷物の積み下ろし作業、シート掛け外し作業中に発生しています。あおりや荷の上での不安定な箇所、不安定な姿勢による作業を防止するため、適切な作業床の設置、荷台への昇降設備、保護帽の着用を徹底するようお願いいたします。なお、「荷台への昇降設備」、「保護帽の着用」については、令和5年10月より義務付けられる対象範囲が拡大されていることに注意が必要です（なお、安衛法は最低限度の基準ですので、トラックの種別を問わず、斉一的に同措置を講じるように努めてください！）。



荷役作業における墜落防止のための安全設備マニュアル



荷役災害防止設備等の事例集



トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます



脚立・はしご

令和7年に福井県内で発生した死亡災害

番号	発生月	業種	事故の型	起因物	年代	職種	発生状況
1	2月	建築工事業	墜落・転落	脚立	60代	作業員	工場建築現場において、高窓のガラスの取り付け作業中に、脚立から別の脚立に移ろうとしたところ、脚立が転倒し、床に頭部を強打した。

移動はしごの転位を要因とする災害や正しく脚立を使用していないことによる墜落災害が多く発生しており、福井県内でも令和7年に脚立からの転落により死亡災害が発生しています。脚立やはしごは、大変使い勝手の良い道具ですが、その使い方を誤ると重篤な災害につながるおそれがありますので、脚立やはしごを取り扱う作業員全員が正しく使用できているかの確認をお願いします。

はしごの安全使用のポイント



はしご・脚立の使用について、詳しくはこちらから



脚立の安全使用のポイント



併せて、最初から脚立やはしごを選択せず、より安全に作業を行うことができないか検討し、リスク低減措置を図っていくことを第一に考えるようにしてください！



以下の2点について検討してみましょう

- はしごや脚立の使用自体を避けられないですか？
- 墜落の危険性が相対的に低いローリングタワー（移動式足場）、可搬式作業台、手すり付き脚立、高所作業車などに変更できないですか？（※）

（※）足元の高さが2m以上の箇所で作業する場合には、原則として十分な広さと強度をもった作業床や墜落防止措置（手すり等）を備えた用具を使用してください。特に、はしごは原則昇降のみに使用してください。

屋根、開口部

屋根上での作業、吹き抜け部分の開口部などからの墜落災害も発生しています。「墜落・転落」のおそれのある箇所には、必ず手すりの設置等の墜落・転落防止対策を講じるようにしてください。併せて、手すり等に必要の強度が確保されていることの確認も忘れずをお願いします（ロープは手すりにはなりません）。

ここでは、よくある間違いについても紹介します。

労働安全衛生規則（以下、安衛則という）第519条には、高さ2m以上の作業床の端、開口部等（本足場は除く）からの墜落防止措置が以下のとおり、規定されています。

【安衛則第519条】

（第1項）事業者は、高さが二メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等（以下、「**囲い等**」という）を設けなければならない。

（第2項）事業者は、前項の規定により、**囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは**、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

この条文におけるよくある間違いとは、「開口部等墜落のおそれのある箇所において、手すりや覆い等の墜落防止措置を行わなくても、要求性能墜落制止用器具（いわゆる安全帯）を使用すれば問題ない」というものです。これはつまり、2項措置を講じていれば、1項措置は講じる必要がないという話ですが、2項措置はいつでも使えるものではなく、**限定規定（上記赤字）**となっています。「**囲い等を設けることが著しく困難なとき**」とは、目的とする作業の種類・場所・時間等からみて、囲い等を設けることが現実に著しく離反している場合などに限られており、また、「**作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすとき**」とは、囲い等を取り外さなければ作業ができない場合をいい、例えば囲い等を取り外して資材等の揚げ降ろしを行う場合などを指していますので、これらいずれかの状況にない限り、1項措置、つまり、墜落防止設備の設置が必要となります。

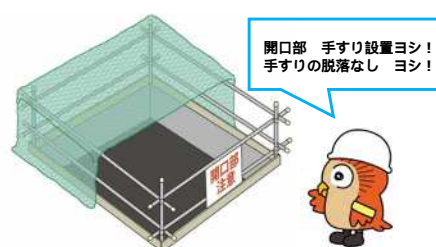
もちろん、「費用が多くかかるから」や「工期を早めたいから」といった理由はNGです。



木造家屋等低層住宅
建築工事墜落防止標準
マニュアル



『型枠施工業務』
安全衛生のポイント



コラム

墜落制止用器具（安全帯）は正しく使用できていますか？

安全帯が「墜落制止用器具」と名称変更になり、高さが6.75メートルを超える箇所では、令和4年1月2日以降フルハーネス型の墜落制止用器具を使用することが原則となり、その使用が当たり前になっている今日この頃ですが、その取扱いについて、以下の点に問題がないか確認をお願いします。（建設業については、ガイドラインにおいて5メートルを超える場合はフルハーネス型の墜落制止用器具を使用することとされています。）

詳しくはこちらから▼

安全帯の落下距離未満の箇所で当該安全帯を使用している。

ショックアブソーバーが、フック位置によって適切な種別が選定できていない。

安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！



正しく使おう フルハーネス

